別紙

【保育所等における新型コロナウイルス感染症対策へのご協力について】

令和４年10月６日作成

（１）園児について、登園前に体温を計測し、発熱や呼吸器症状がある場合には、登園をお断りすることとします。ただし、呼吸器症状が感染症のものでないと医師が判断した場合は、受け入れを行います。

※以前の解熱後24時間以上の経過を待つ取り扱いは廃止します。

（２）園児が利用する保育所等で接触者に特定された場合、最終接触日から５日間は登園をお断りすることとします。ただし、ＰＣＲ検査で陰性が確認された場合は、登園を再開することができます。

（３）園児が濃厚接触者に特定された場合には、最終接触日から５日間は登園をお断りすることとします。

※同居家族が新型コロナウイルス感染症の陽性となり自宅療養している場合、家庭内での感染症対策を行ってください。家庭内で再度接触があった場合、５日間の数え直しになることがあります。（沖縄県が作成している「自宅療養のしおり（家庭内での感染予防）」を参考にしてください）

※家庭での乳幼児への抗原定性検査キットの使用はしないでください。（そのため、５日間は登園をお断りします。）

（４）園児が接触者や濃厚接触者に特定又はその疑いのある場合は、他の保育サービスは利用しないでください。

（５）園児が陽性になった場合の療養期間の目安は、次のとおりです。

ア．有症状者

発症日から７日間を経過し、かつ、症状軽快後２４時間経過した場合、８日目から登園することができます。

イ．無症状者

検体採取日から７日間を経過した場合、８日目から登園することができます。

※家庭での乳幼児への抗原定性検査キットの使用はしないでください。

（６）園児や職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部を臨時休園にする場合がございます。

（７）園児が新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者に特定された場合、速やかに利用する保育所等への情報提供をお願いいたします。

また、園内における感染拡大防止を図るため、個人を特定されないよう配慮しながら、他の園児の保護者に対する注意喚起や家庭保育の協力を依頼することにご理解をお願いいたします。（感染者や濃厚接触者に関する照会には、お答えすることはできません。ご了承ください。）

（８）新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者の児童および保育士など、個人を特定しようとしたり、誹謗中傷を行わないようご理解ご協力をお願い致します。